

## 桑部地区社会福祉協議会会則

### (目的)

第1条 地域住民の連帯意識の高揚を図り、地域の実態に応じた住民参加による「福祉のまちづくり」を推進するため、桑部地区社会福祉協議会(以下「協議会」という。)を設置し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、桑名市社会福祉協議会と連携し、次の事業を行う。

- (1) 地域の福祉に関する実態調査及び研究
- (2) 地域の関係機関、団体との連絡調整
- (3) 地域における福祉の啓発活動
- (4) 地域における福祉活動の企画及び実施
- (5) 地域の各種団体が実施する福祉活動への援助
- (6) 共同募金・歳末たすけあい運動等、募金活動の推進
- (7) その他の目的達成に必要な事業

### (事務所)

第3条 この協議会の事務所は、桑部まちづくり拠点施設内に置く。

### (組織)

第4条 この協議会は、桑部地区に在住する団体・企業・住民で第1条の目的に賛同する者をもって組織する。

### (事業推進委員会)

第5条 この協議会の事業を円滑に推進するため、次の団体等を代表する者をもって構成する事業推進委員会を置く。

- (1) 桑部地区自治会連合会
- (2) 桑部地区農家組合長会
- (3) 民生委員児童委員桑部区域会
- (4) 母子寡婦福祉会
- (5) 桑部地区老人クラブ(桑和会)
- (6) 桑部まちづくり拠点施設講座・サークル代表者会
- (7) 桑部小学校及びPTA
- (8) 青少年育成桑部地区会議
- (9) 桑名市消防団桑名方面団第八分団
- (10) 桑部地区人権啓発推進会
- (11) 健康推進員桑部地区会
- (12) その他賛同する団体・企業・ボランティア

2 事業推進委員会は、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉活動の企画・推進
- (2) 地域の住民・団体への啓発及び連絡調整
- (3) 事業計画・予算及び事業報告・決算
- (4) その他目的達成に必要な業務

### (役員)

第6条 この協議会に次の役員を置き、事業推進委員会で互選し、総会で選任同意を得る。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 10名程度
- (6) 委員 30名程度
- (7) 監事 1名

(事業推進委員及び役員の任期)

第7条 事業推進委員及び役員の任期は、1年とする。

2 事業推進委員及び役員が欠けたときは、当該諸団体より選び、前任者の残任期間とする。

3 この協議会に、顧問及び相談役を置くことができる。

(会 議)

第8条 この協議会の総会、事業推進委員会、役員会は、会長が招集し、総会は、次の事項について出席者の過半数をもって決し、会議の議長は、会長があたる。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 会則の改正に関すること
- (4) その他目的に必要な事項

(職 務)

第9条 会長は、協議会及び事業推進委員会を総括し、その運営にあたる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

3 書記は、協議会及び事業推進委員会の事務を処理する。

4 会計は、協議会の財務を処理する。

5 理事は、会長・副会長を補佐し、会務の円滑な運営に努める。

6 委員は、自治会・各種団体の連絡及び取りまとめにあたり、事業の円滑な運営に努める。

7 監事は、財務を監査する。

(会 費)

第10条 この協議会の事業推進に会費を必要とする場合は、事業推進委員会で協議し、別に定める。

(経 費)

第11条 この協議会の運営に要する費用は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第13条 この会則に定めるほか必要な事項は、事業推進委員会で協議し、定める。

附 則

この会則は、平成6年3月20日から施行する。

この会則は、平成14年5月25日から施行する。

この会則は、平成15年5月24日から施行する。

この会則は、平成21年5月15日から施行する。

この会則は、平成27年5月8日から施行する。

この会則は、平成30年5月10日から施行する。